

警視庁生活安全部長
警視庁地域部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)
各管区警察局長広域調整担当部長

原義保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丁生企発第201号、丁地発第66号
丁少発第212号、丁保発第63号
丁情対発第229号、丁生経発第35号
平成31年3月29日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁生活安全局地域課長
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局保安課長
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
警察庁生活安全局生活経済対策管理官

生活安全・地域警察部門における適正捜査の推進に係る留意事項について
(通達)

生活安全・地域警察部門においては、「生活安全・地域警察部門における適正捜査の推進に係る留意事項について」(平成21年4月14日付け警察庁丁生企発第131号ほか。以下「旧通達」という。)に基づき各都道府県警察の実情に応じた体制をとって適正捜査を推進しているところであるが、下記事項に配意の上、引き続き、捜査全般に関する適正化を図られたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 適正捜査に関する指導体制について

(1) 生活安全・地域警察部門における適正捜査の指導

ア 指導体制

本部指導官等の配置に当たっては、都道府県警察の実情に応じて、効果的に運用できるよう当該職務を行う者を配置すること。

イ 本部指導官等の職務

本部指導官等の職務は、生活安全・地域警察部門又は地域警察部門全体にわたって、取調べをはじめとする捜査の適正化、公判対策等に関する指導とその取りまとめを行うことである。

指導の具体的な内容には、刑事訴訟法の一部改正等、捜査を取り巻く環境の変化に適切に対応すること、取調べの適正化を推進すること、所管法令が多岐にわたるなど生活安全警察部門等が所管する事件の特性を踏まえた捜査を推進すること、被疑者、関係者の供述に対する裏付け捜査の徹底や客観証拠の収集に努めた上、各種証拠を吟味し、公判又は少年審判を見据えた的確な事実認定

を行うこと等が挙げられる。

(2) 事件主管課等における適正捜査の指導

ア 事件主管課等の留意点

指導に当たっては、実質的な適正捜査の推進は現に捜査を行っている部署が捜査指揮を通じて行うものであることを踏まえ、現に捜査を行っている部署の主体性を失わせることのないよう留意すること。

イ 指導体制

事件主管課等における適正捜査の指導は、当該課の次席・次長が担当する、総括的立場の課長補佐に兼務させる、方面別・地区別に各指導担当課長補佐が担うなど、都道府県警察の規模、体制等に応じて、適宜の体制を構築することとし、事件主管課等において責任を持って適正捜査の推進を担う者を明確にし、当該担当者が必要な指導を行うものとする。

2 指導・教養の充実について

取調べの録音・録画制度の導入など、捜査を取り巻く環境は以前とは大きく変化しており、この変化に適切に対応していくことも、適正捜査を推進する上で重要であることから、捜査に従事する全ての職員に正しく意識付けすること。

また、適正捜査の指導・教養というと、捜査幹部や捜査員に対して行えばこれで足りると考えがちである。

しかし、例えば、犯罪現場に臨場した地域警察官が複数の目撃者から犯人像を聴取するような場合に、判例で示された犯人識別供述の信用性の判断基準（目撃時の観察の正確性、犯人識別に関する目撃者相互間の影響の可能性、警察官による暗示・誘導の可能性など）に関する知識があれば、公判対策等の観点から見て、後の証拠価値を踏まえた的確な聴取ができることが考えられ、これが裁判員裁判対象事件であれば尚更である。

したがって、指導・教養を受ける者に応じて、適正捜査の観点から現場において必要な事項を指導・教養するよう努めること。

特に、地域警察部門においては、勤務者の年齢構成や捜査実務経験等を踏まえ、具体的かつ反復継続した指導・教養に努め、未受講者が出ることのないよう完全実施を図ること。

3 捜査指揮の徹底による適正捜査の推進について

被疑者取調べ監督制度における取調べ監督部署は、取調べ状況報告書や室外からの視認によって、取調べ状況を外形的に確認するものであり、また、本部指導官等や事件主管課等が行うのは、個別の事件に関する捜査指揮ではなく、あくまで生活安全・地域警察部門全体や捜査又は処理する事件に対しての適正捜査の観点からの指導である。

したがって、現に捜査を行っている部署の捜査幹部は、個々の事件に係る捜査指揮を通じて適正捜査を推進すること。